

定額減税の調整給付が始まります

令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税所得割の定額減税が実施されます。減税しきれないと見込まれる人には、調整給付を行います。

なお、給付金を装った振り込み詐欺などにご注意ください。

広島市調整給付コールセンター(☎下記)、☎050-3535-9637

物価高騰に対応するため、一時的な措置として実施される「定額減税」。その定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる人に対して給付を行うのが、「調整給付」です。対象者

や手続きについて紹介します。
※制度を分かりやすくお伝えするため、内容を簡略化している箇所があります

推計所得税額や個人住民税所得割額が定額減税額より少なく減税しきれないと見込まれる人

調整給付
減税額との差額を1万円単位で支給

定額減税

推計所得税額や個人住民税所得割額が定額減税額より多いと見込まれる人

定額減税

- 所得税: 3万円
×(本人+配偶者+扶養親族)
- 個人住民税所得割: 1万円
×(本人+配偶者+扶養親族)

◆調整給付の対象者

次の①、②いずれの条件も満たす人

①令和6年1月1日時点で、広島市内に住所があること

②基準日(令和6年6月3日)時点の課税情報において、算出した定額減税可

能額が、令和6年分推計所得税額か令和6年度分個人住民税所得割額を上回っていること

※前年の合計所得金額が1805万円を超える人などは対象となりません

各種情報

広島市調整給付コールセンター

☎0120-330-471

【時間】8:30~17:15(土、日、祝、休、年末年始は除く)

※7月上旬までは、制度に関する一般的な内容のみ回答

● 令和6年分所得税についての定額減税は、国税庁ホームページで



● 令和6年度分個人住民税所得割についての定額減税は、

市HP ページ番号 355427



● 調整給付については、

市HP ページ番号 383469



◆調整給付額の算出例

【例】納税義務者本人が妻と子ども2人を扶養している場合

所得税分定額減税可能額: 3万円×(本人+配偶者+扶養親族2人)=12万円 — 令和6年分推計所得税額(減税前): 7万5000円 = ④4万5000円

個人住民税所得割分定額減税可能額: 1万円×(本人+配偶者+扶養親族2人)=4万円 — 令和6年度分個人住民税所得割額(減税前): 2万2000円 = ⑤1万8000円

差額分(④+⑤)=6万3000円を1万円単位で「切り上げて」算出した**給付額=7万円**

※令和6年分所得税額は、令和5年分の所得情報などにより、推計した額となります

※令和6年分所得税額と定額減税の実績額などが確定した後、給付額に不足が生じる場合には、令和7年に追加で不足額給付を行う予定です

◆調整給付の手続き方法(予定)など

対象となる人には、市から「支給のお知らせ」か「確認書」を送付します。

【手続き書類送付開始】7月上旬から
【給付開始】7月中旬から ※原則、申請者名義の銀行口座への振り込み

● 以下の区分に応じて、手続き方法が異なりますのでご注意ください

マイナンバーによる公金受取口座を登録している人 (支給のお知らせ方式(プッシュ型方式))	左記以外の人 (確認書方式)
▶ 原則手続き不要 送付する「支給のお知らせ」に記載の期日までに受給の辞退などの申し出がなかった場合に、給付金を登録口座に振り込み	▶ 送付する「確認書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、 10月31日(休) (消印有効)までに郵送(オンラインによる提出も可能)

熱中症を予防しましょう

暑さが厳しくなるこれからの季節、対策をしっかりとって、熱中症を予防しましょう。

健康推進課(☎504-2980、☎504-2258)

屋外だけでなく室内でも

熱中症とは、高温多湿な環境にすることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態のこと。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。

◆**熱中症の主な症状** ●めまい ●手足のしびれ ●頭痛 ●嘔吐 ●倦怠感 ●意識障害・けいれんなど

◆**有効な熱中症の対処方法** ●水分・塩分、スポーツ飲料などを補給 ●涼しい場所に避難する ●首筋や脇の下、足の付け根などを保冷剤などで冷やす ●自分で水が飲めない、意識がないなど症状が重い場合は救急車を呼びましょう！

日頃から熱中症を予防するための対策を

小まめな水分補給

●のどが渇いていなくても小まめに水分補給

●大量に汗をかいた場合は、水だけでなく、スポーツ飲料などで塩分も補給

暑さを避ける

- 屋外では、日傘や帽子を着用
- 日陰など直射日光を避け、活動
- 室内では、冷房などの空調設備を利用し、ブラインドやすだれなどで直射日光を遮る

涼しい服装に

●通気性や速乾性が良い服を選ぶ

暑さに備えた体づくり

●適度に運動し、汗をかく習慣を身に付けることで熱中症にかかりにくい体をつくる

体調管理

●寝不足や二日酔い、風邪などの体調不良時は、熱中症にかかりやすいので、体調管理に気を付ける

市HP ページ番号 1643023



生活支援(訪問) 実施団体を募集します

市は、地域における支え合いの体制づくりを推進しています。その取り組みの一つである、住民主体型生活支援訪問サービスを実施する地域団体を募集します。

高齢福祉課(☎504-2145、☎504-2136)

住民主体型生活支援訪問サービスとは

地区社会福祉協議会や老人クラブなどの地域団体が、簡易な生活支援があれば、自宅で自立した生活を送ることができる要支援者などを訪問し、

支援を行うサービスです。市は、実施団体に対して、運営費などの一部を補助(下記)しています。

◆生活支援の例

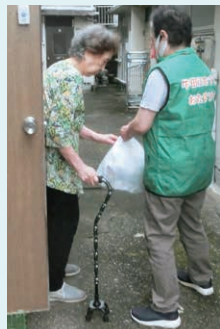
●家の掃除 ●草むしり ●電球の交換 ●買い物の付き添いなど

レポート

安心して地域で暮らすためのお手伝い

牛田サポートネットほおずき(東区・牛田地区)

令和3年に活動を開始した同団体は、ごみ出しや家庭内の掃除、病院・散歩の付き添いなど3年間で約400件の支援を実施しました。代表の木原政弘さん(77)は「地域の人の要望に応え、日常生活のお手伝い、困り事のサポートをしています。今は支援する側もいずれは支援される側になります。近隣住民で支え合って、高齢になっても安心して暮らせる地域にしたいですね」と話します。



ごみを受け取り、ごみ集積場まで運びます

◆補助金を支給します

【対象】要支援者などの高齢者の自宅を訪問し、生活支援サービスを提供する地域団体

【補助期間】10月1日(火)~来年3月31日(月)

【補助金額】運営費10(新規は20)万

円限度/年、活動を行うボランティアなどを調整するコーディネーターへの謝礼金1,000円/日

【募集期間】7月1日(月)~31日(休)。次回募集は10月1日(火)~31日(休)予定。詳しくは市ホームページで

市HP ページ番号 6215

